

平成18年(ワ)第507号(以下「甲事件」という。) 損害賠償請求事件

平成19年(ワ)第193号(以下「乙事件」という。) 損害賠償請求事件

## 判決要旨

### 1 事案の概要

甲事件は、石綿セメント管(以下「石綿管」という。)を製造していた、被告の前々身会社である日本エタニットパイプ株式会社(以下「日本エタニットパイプ」という。)高松工場の元従業員ないしその遺族らにおいて、元従業員らが同工場で石綿管の製造作業に従事した際、石綿粉じんに曝露したことによって、アスベスト肺等の石綿関連疾患に罹患し、あるいは同疾患により死亡したとして、被告に対し、債務不履行(安全配慮義務違反)ないし不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料・弁護士費用の損害賠償を求めた事案である。

乙事件は、高松工場の元従業員の家族で、同工場の近隣に居住していた原告らにおいて、元従業員の着用していた作業着等を介し、あるいは高松工場から排出された石綿粉じんに環境曝露したことにより、健康被害を生じたとして、債務不履行(安全配慮義務違反)ないし民法709条・民法717条の不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料・弁護士費用の損害賠償を求めた事案である。

### 2 主要な争点

甲事件の主要な争点は、(1)元従業員原告らに対する被告の安全配慮義務違反の有無ないし不法行為責任の存否、(2)その前提として、石綿粉じんによる健康被害の予見可能性・予見可能時期、(3)元従業員原告らの石綿関連疾患の罹患の有無、(4)元従業員原告らの損害額、ことに慰謝料額、(5)被告の安全配慮義務違反ないし不法行為と元従業員原告らの損害との間の相当因果関係の

有無，ことに他粉じん職歴・短期就労による減額の可否，(6)安全配慮義務違反ないし不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の成否，すなわち消滅時効の起算点，時効援用が権利濫用に当たるかどうかである。

また，乙事件の主要な争点は，(1)家族原告らに対する被告の安全配慮義務違反の有無ないし民法709条・民法717条の不法行為責任の存否，(2)その前提として，石綿粉じんの家庭内曝露，近隣曝露による健康被害の予見可能性・予見可能時期，(3)家族原告らの健康被害の有無，(4)家族原告らの慰謝料額，(5)被告の安全配慮義務違反ないし不法行為と元従業員原告らの損害との間の相当因果関係の有無である。

### 3 被告の元従業員原告らに対する安全配慮義務違反，不法行為責任について

使用者は，労働契約上，労働者が労務提供のため設置する場所，設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において，労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務(安全配慮義務)を負う。

しかるところ，石綿は，わが国の産業社会，日常生活において必要かつ有用なものとして大量かつ広汎に利用されてきており，使用者としては，各種医学的知見や調査報告，法令による規制の積み重ねの結果，石綿粉じんによる健康被害の発生が予見可能となつてはじめてその発生を防止する措置をとることが可能となると解される。したがって，安全配慮義務違反，不法行為責任があるとするには，石綿粉じんによる健康被害の発生について予見可能性があつたことを要すると解すべきである。

これまでの石綿に関する医学的知見，行政施策，法令の規制等を総合すると，石綿による健康被害については，昭和33年ころ，その予

見が可能になり、その対策を緊急にとる必要があることを認識すべき段階に至ったと認めるのが相当である。

そうすると、元従業員原告らのうち、4名の者については、高松工場で就労していた当時、被告には石綿粉じん曝露による健康被害の予見可能性がなかったから、安全配慮義務違反、不法行為責任は成立しない。

一方、被告は、その余の25名の元従業員原告らに対し、高松工場において従事した石綿粉じん作業の内容・作業環境、就労状況、健康被害の内容・程度、健康被害発生の危険性の蓋然性、石綿粉じんに関する医学的・工学的・技術的知見、石綿粉じんに関する法令・行政の規制等の事情にかんがみ、安全配慮義務の内容として、①定期的な粉じん測定とそれに基づく作業環境状態の評価、②粉じんの発生・飛散の抑制措置、③換気対策と集じん機の設置、④国家規格に適合した呼吸用保護具(防じんマスク)の支給、⑤十分なじん肺教育、⑥じん肺健康診断の実施とじん肺罹患患者に対する配置転換等の措置をとるべきであったと考えられるところ、被告は、これらの措置をいずれも怠ったから、債務不履行(安全配慮義務違反)責任を負う。

#### 4 元従業員原告らの損害について

そのため、25名の元従業員原告らは、いずれも高松工場で石綿管製造作業に従事し、石綿粉じんに曝露し、その結果、石綿じん肺に罹患した。

これらの元従業員原告らの慰謝料については、元従業員原告らの身体的・精神的被害について、石綿関連疾患の被害の特徴、被告の安全配慮義務違反行為の態様・程度をも加味した上で、じん肺健康被害の程度を示

す指標として相当と考えられるじん肺法による管理区分に応じ、段階的に慰謝料基準額を設定し、次いで、各個別原告毎に、症状の具体的内容・程度のほか、石綿粉じん曝露の状況・期間、他粉じん職歴の有無・内容・期間等の諸事情をも総合考慮し、慰謝料額を認定することとした。

#### 5 消滅時効の成否

じん肺に罹患したことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は、最終の行政上の決定(最も重い管理区分決定)を受けたとき、死亡のとき、労災認定を受けたときのいずれか遅いときから進行すると解される。

元従業員原告らのうち、2名の者については、いずれも消滅時効期間が経過し、被告は、その時効を援用した。

しかし、これらの元従業員原告らの個別事情を検討すると、被告が消滅時効を援用することは権利の濫用に当たると解される。

#### 6 被告の家族原告らに対する安全配慮義務違反、民法709条・717条に基づく不法行為責任について

石綿は、わが国の産業社会、日常生活において必要かつ有用なものとして大量かつ広汎に利用されてきており；使用者としては、各種医学的知見や調査報告、法令による規制の積み重ねの結果、石綿粉じんによる健康被害の発生が予見可能となっはじめてその発生を防止する措置をとることが可能となると解される。したがって、使用者に家族原告らに対する安全配慮義務違反があるとしても、その前提として、石綿粉じんによる健康被害の発生について予見可能性があったことを要すると解すべきである。

民法709条に基づく不法行為責任においても、安全配慮義務違反におけると同様、石綿による健康被害発生について予見可能性がある

にもかかわらず、予見すべき注意義務を怠り、かつ社会通念に照らし相当と評価される回避措置をとらなかった場合にはじめて過失が肯定されることになる。

民法717条に基づく不法行為責任においては、高松工場の設置又は保存に瑕疵があったかどうか検討する前提として、高松工場が事実上操業を停止した昭和44年12月時点において、被告は、家族原告らが、石綿粉じん家庭内曝露あるいは近隣曝露し、石綿に起因する健康被害を発症する危険性があると予見し得たかが問題となる。

これまでの石綿による家庭内曝露及び近隣曝露に関する医学的知見、行政施策、法令の規制等を総合すると、石綿粉じんの家庭内曝露及び近隣曝露による健康被害については、昭和50年ころ、その予見が可能になり、その対策を緊急にとる必要があることを認識すべき段階に至ったと認めるのが相当である。

そうすると、家族原告らについて、高松工場が事実上操業を停止した昭和44年12月時点において、被告には、石綿粉じんの家庭内曝露及び近隣曝露による健康被害の予見可能性はなかったと認めるべきであるから、債務不履行責任(安全配慮義務違反)及び民法709条に基づく不法行為責任は成立しない。

民法717条に基づく不法行為責任については、上記時点において、被告において、高松工場に石綿粉じんの飛散防止設備・装置を設置することを期待することはできなかった。家族原告らにみられる症状が、高松工場から排出された石綿粉じん家庭内曝露あるいは近隣曝露したことによって発生したものである可能性は否定しきれないというべきであるが、家族原告らに関係する元従業員原告らの作業着等に付着

していた石綿粉じんの量、高松工場からの石綿粉じんの排出濃度、大気中での飛散経路等の状況は、証拠上明らかにされているとはいえず、家族原告らの上記医学的所見・症状の内容・程度、家族原告らのほかに、高松工場から排出された石綿粉じんに家庭内曝露あるいは近隣曝露することにより健康被害を生じたと疑われる者は、現時点において存在すると認められないこと等に照らして考えると、家族原告らの症状が、高松工場から排出された石綿粉じんに家庭内曝露あるいは近隣曝露したことによって発生した高度の蓋然性があると認めることは困難である。したがって、高松工場が通常有すべき安全性を欠いていた、すなわちその設置又は保存に瑕疵があったと認めることはできない。